

令和6年度 無償化のための認定の手続きについて

～認可外保育施設等～

無償化の対象となるには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。(※1)

認可外保育施設等の無償化は、原則、認可保育所、地域型保育施設、幼稚園、認定こども園に在籍されていない方が対象です。(※2)

利用する施設・サービス(※3)	必要な認定
認可外保育施設(※4) 一時預かり 病児保育 ファミリー・サポート・センター(※5)	施設等利用給付認定 新2・3号

※1 無償化のためには、市内の認証保育所(3～5歳児クラス)の利用者を除き、請求の手続きも必要です(p.4【無償化の内容】の注のとおり)。

※2 一部の幼稚園では預かり保育とあわせて上限額(月額11,300円または16,300円)の範囲内で対象となります(立川市内ではめぐみ幼稚園(教育認定1号)の方のみ)、立川幼稚園、立川双葉幼稚園)。また、幼稚園を休学している間の例外もあります(新制度未移行幼稚園のみ)。

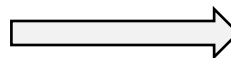
※3 立川市内の対象施設・サービスは立川市ホームページ「特定子ども・子育て支援施設等として確認した施設」に一覧を掲載しています。

※4 認証保育所を含み、企業主導型保育施設を除く。

企業主導型保育施設の無償化については、施設にご確認ください(地域枠の無償化には教育・保育給付認定 2・3号が必要です)。

※5 送迎のみの利用は対象外。

【必要書類】申請書等は立川市ホームページからもダウンロードできます



認定の種別 (施設等利用給付認定)	対象となる児童	提出する書類
新2・3号	父母が保育を必要とする事由に該当する児童 (0～2歳児クラス相当は住民税非課税世帯(※6)のみ)	①令和6年度 施設等利用給付認定・変更申請書 ②保育を必要とする事由を証明する書類(父母それぞれ一部ずつ) ③住民税非課税証明書(申請書裏面の案内に該当する方のみ)

※6 生活保護世帯と里親世帯を含む。

【提出期限・提出先】

認定希望日までに、立川市保育課へ提出。

→4月利用開始の場合など、施設から別途案内があった場合は、そのとおりにご提出ください。



【新 2・3 号の認定を希望する場合】

新 2・3 号の認定を受けるためには、父母が「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

●保育を必要とする事由

父母の状況	認定基準
就労	月 48 時間以上（休憩時間含む）の 就労を常態としている
妊娠・出産	出産にともない保育を必要とする 期間：出産月と前後各 2 か月（計 5 か月間）
就学	学校に通学している （職業訓練校・大学・専門学校等） ※通信教育・カルチャーセンターでの学習は除く
疾病	入院・通院、自宅療養により 保育が困難である
障害	心身に障害がある
介護・看護	介護・看護を常態としている
求職活動	求職中である 期間：3 か月
育児休業	既に就労要件で在園している子の下の子の 育児休業を取得する間、保育施設等を引き続き 利用することが必要と認められる

●保育を必要とする事由を証明する書類

新 2・3 号の認定を希望する場合は、「保育を必要とする事由」を確認するために、下記の書類が必要となります。

必 要 書 類 ※父母 各一部ずつ必要	外 勤	内 職	自 営 業	出 産	就 学	疾 病	障 害	介 護 看 護	求 職
就労証明書	○	○							
自営をしていることが 客観的に分かる書類 （事業所得が記載されている 確定申告書の写し 等）			○						
母子手帳の写し （分娩予定日を記載するページ）				○					
① 在学証明書 ② 時間割写し （予定の場合は受験票または合格通知の写し）					○				
④ 診断書（保護者用）						○			
身体障害者手帳・ 愛の手帳などの写し							○		
① ⑤ 主治医等意見書 （介護・看護用） またはケアプランの写し ② ⑥ タイムスケジュール表								○	
求職中であることを 証明するもの （ハローワークの受付票等）									○

※ ⑤ は、市の指定書式が必要です。

※ ④・⑤ は、市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。

書式は保育課窓口で受け取るか、HP からダウンロードしてください。



施設等利用給付認定・変更申請書 記入例

申請者 (保護者)	父	フリガナ 姓 名 太郎	生年 月日	⑤・H 60・6・5	父携帯 090-1234-XXXX	市役所印
	母	フリガナ 姓 名 花子	生年 月日	S・(H) 3・8・1	母携帯 080-5678-XXXX	
現住所	〒 190 - 8666 立川市 泉 町 1156 の 9					自宅の電話 042-523-XXXX

申請 子 ど も	希望する認定の種別 利用中(予定)の施設名	フリガナ 氏 名	性 別	生年月日 個人番号
	☐ 新1号 ☒ 新2・3号	姓 名 一郎	男	平成 令和 1・7・1
	施設名 くるりん幼稚園			
	☐ 新1号 ☐ 新2・3号			平成 令和
	施設名			

認定希望日	令和 6 年 4 月 1 日
-------	----------------

※3歳の誕生日の前日(新1号認定のみ)又は転入日が属する月は、その日からの認定が可能です(調整の場合あり)。なお、月の途中から認定を受けた場合、その月の施設等利用費の限度額は、認定開始日以後で日割した額となります。

【保護者及び申請子どもを除いた同居者】

氏 名	続柄	生年月日	職業、幼稚園、学校名、個人番号
1 立川 幸子	姉	平成24年1月1日	〇〇〇小学校
2 立川 二郎	弟	令和2年10月12日	〇〇〇保育園
3 立川 山男	祖父	昭和30年1月1日	無職
4			

【裏面】

【利用中(予定)の保育施設・サービス】 ※該当する番号に○してください。

施設名・連絡先	施設種別・サービス※	所在地	利用開始(予定)日
くるりん幼稚園 電話 042 - 523 - XXXX	① 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 190 - 8666 立川市泉町〇〇の〇〇	令和 6・4・1
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 —	令和 . .
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 —	令和 . .

【保護者の状況】 ※該当する項目に☑してください。

	外 勤	自 営	内 職	疾 病	障 害	介 護	看 護	就 学	就 労 内 定	求 職 中	出 産	不存在			その他
父	☑	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	離婚	未婚	死亡	※ 〇 に内容を記入してください。
母	☑	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

【家庭の状況】 ※該当する項目に☑してください。

現在妊娠中ですか。	☑ いいえ ☐ はい → 出産予定 . 年 月頃
生活保護を受けていますか。	☑ いない ☐ 現在受給中 → ※生活保護受給証明書を提出してください。
就学をしていますか。	☑ いいえ ☐ はい → 就学期間 . 年 月まで

【保護者の住所地】 ※該当する項目に☑してください。

	令和5年1月1日時点		令和6年1月1日時点	
	市内	市外	市内	市外
父	☑	☐	☑	☐
母	☑	☐	☑	☐

【無償化の内容】

認可外保育施設等

(認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター)

- 父母が保育を必要とする事由に該当する 3～5 歳児クラス相当の児童
→利用料が月額 37,000 円まで無償
- 父母が保育を必要とする事由に該当する住民税非課税世帯の 0～2 歳児クラス相当の児童
→利用料が月額 42,000 円まで無償

- ※ 日用品・文房具等、行事参加費、給食費、通園送迎費などは対象外です。
- ※ 認可外保育施設等については、複数利用も限度額の範囲内で無償化の対象となります。
- ※ 市内の認証保育所以外を利用される場合は、利用料をいったんご負担いただき、限度額の範囲内で後日お返しする「償還払い」が基本です。請求の手続きは、年 4 回、施設経由で案内します。
- ※ 市内の認証保育所を利用される場合は、限度額の範囲内で保育料のご負担がなくなります。保育料が限度額を超える場合は、差額をご負担いただきます（一部「償還払い」の場合もあります）。請求の手続きは不要です。



幼児教育・保育の無償化について
立川市のホームページでも
情報を公開しています



令和 5 年 10 月発行

立川市子ども家庭部保育課

電話 042-523-2111

…認定については 内線 1325～1328

…給付については 内線 1324